

立地適正化計画素案（第1回資料）に係る意見 審議会中

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料3-2  
令和5年度第2回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）10月25日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
1	17～19	5 財政	財政のデータについて、実際の支出推計と更新費用の整合性をとる必要があるのではないか。	鈴木（正）委員	○	【第1回審議会時回答】 現状の記載では説明が不足しているため、再検討を行う。 【対応方針】 逗子市公共施設等総合管理計画の引用先を変更し、文章・図の整合性が取れるよう、修正しました。
2	44～46	3-2 防災に関する基本的な方針	防災の要素が薄いのではないか。	苦瀬会長	○	【第1回審議会時回答】 防災に関しては、国土強靱化地域計画や地域防災などの計画がある。立地適正化計画の趣旨・役割は、例えば災害が起こりやすい区域は居住誘導しないなど、都市計画を絡めた考え方を示すことであると考えている。 【対応方針】 立地適正化計画における防災指針は、主に短期的な施策を位置づけた「地域防災計画」と、主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の間をつなぐものとして、防災という強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを目的とした防災都市づくりの基本方針や具体的施策を定めるものと考えています。今回の計画内容は、上記の地域防災計画、都市計画マスタープランと連携を図り、必要な内容の反映を今後行うとともに、土砂災害対策に関しては、国・県と連携して対策を強化できるよう、まちづくり連携砂防事業の拡充制度が利用可能な記載に修正しました。

立地適正化計画素案（第1回資料）に係る意見 審議会中

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料3-2  
令和5年度第2回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）10月25日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
3	58~65	5-4 誘導施設の設定 (逗子駅・東逗子駅前)	都市機能誘導区域にも含まれる東逗子駅前用地の活用事業において、公共施設を集約した複合施設を検討を市が行っているが、誘導施設として、公共施設だけでなく先端技術をもつ企業の誘致も検討すべきではないか。	安田委員	▲	<p>【第1回審議会時回答】 企業誘致に関して、企画課が東逗子駅の駅前用地活用事業に関するワークショップを計画しており、そのなかで誘致施設の検討を行うことになっている。ワークショップの検討結果を踏まえて、必要な要素を立地適正化計画に盛り込んでいくことは必要と考えている。</p> <p>【対応方針】 改めて手引き等で立地適正化計画の趣旨を確認したところ、まず誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であり、都市機能の増進に著しく寄与するものを設定します。例えば、高齢化の中で必要性の高まる「病院・診療所、地域包括支援センター等」、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる「幼稚園、保育所等」、集客力がありまちの賑わいを生み出す「図書館、スーパーマーケット等」が想定されます。</p> <p>そのため、企業誘致の視点は、立地適正化計画において位置付けるものではないため、頂いたご意見を関係部局へお伝えします。</p>

立地適正化計画素案（第1回資料）に係る意見 審議会後

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料3-2  
令和5年度第2回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）10月25日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
1	14	4 都市機能 <商業機能>	「スーパーの時と比較して…」の表現ですが、「スーパーのみの場合と比較し、…」は如何でしょうか。	板倉委員	○	ご指摘のとおり修正しました。
2	17~19	5 財政	P17で財政の課題が述べられているが、報告は理解できるが、これに対しどんな方策をとるかは、別の話になっているが、どこでそのようなことが述べられるのか、私自身この計画の在り方が良くわからない。  視野が狭いかもしれないが、逗子の財政を長期的に見てもやるべきことは多々あるのではないかと。例えば市営事業の拡大を図り、緑豊かな逗子へ他府県からの来報客を招くような施策がどこにも見えない。 1) モビルハウスを利用したキャンピングエリアの開発 2) 逗子海岸の近代的な開発。 など	鈴木（新）委員	■	ご指摘のとおり、財政状況悪化への対応は、都市計画分野のみならず、あらゆる政策分野を総動員して行うものと考えております。立地適正化計画においては、誘導区域・誘導施策等の設定により、高度な土地利用を図ることで、人口密度の維持・生産性向上等を目指すことが、財政状況悪化への対応につながるものと考えております。  いただいたご意見自体は、立地適正化計画の所掌範囲を超えるものと思いますので、関係部局へお伝えします。
3	20~21	6 市民意向調査	P18の市民意識調査では無作為抽出は、逗子在住の期間別とか、年代別とかのデータが欲しい気がしますね。	鈴木（新）委員	○	巻末の参考資料として、年齢別、居住地区別に関する分析グラフを今後掲載し、市全体の結果と比較・分析できるようにします。
4	22	(2) 居住（生活環境）	「魅力・にぎわい向上を図るため、空き家の利活用に向けた取組みが求められる」とありますが、魅力・にぎわいの向上を図るための取組みは空き家の利活用以外にないのかが、気になりました。	板倉委員	○	元文の説明が不足しており、あくまで住宅地において人が住んで活気がある状態を目指すべきことから、P68の施策2-（3）を「住宅地としての魅力・にぎわい向上を図るための空き家の利活用」に修正しました。
5	23~35	各種図面	P23~35の地図は凡例を含めて、内容が見えにくい。 せつかくの地図である、詳しく見たいものである。	鈴木（新）委員	○	ご指摘のとおり修正しました。
6	25	拡大図1	下の赤い四角に囲まれた文章の主語は何でしょうか？	板倉委員	○	ご指摘を踏まえ、主語（防災拠点施設である市役所や、一般避難所、福祉避難所）が明確となるよう修正しました。
7	27	【洪水】 詳細分析	「津波浸水が想定されるため」ではなく「洪水浸水が想定されるため」でしょうか。	板倉委員	○	ご指摘のとおり修正しました。

立地適正化計画素案（第1回資料）に係る意見 審議会後

対応区分

- ：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの  
 ▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料3-2  
 令和5年度第2回逗子市都市計画審議会  
 2023年（令和5年）10月25日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
8	30	【高潮】 詳細分析	「高潮で浸水が起こった際に建物の被害が大きくなるとされる浸水深は3.0m以上であるが、市内の最大浸水想定が約2.4mであり、建物等の物的被害は少ない」とありますが、市民感覚では海水が床上浸水したら建物への被害は大きいと感じます。対策が必要ではないでしょうか。	板倉委員	○	ご指摘を踏まえ、修正しました。 なお、本記載は、災害ごとのリスク度合いを比較することも目的とし、危険とされる浸水深を目安に各施設の立地の有無を記載しています。高潮の浸水が3.0mを超える場合、2階建て以下の建物の垂直避難が困難となり建物被害に加えて、人的被害が拡大する恐れがあるため、3.0mを基準としていることから、前回の記載を活かした修正にとどめています。
9	49	4-2 区域設定の基本的な考え方 (一覧表)	(P49の) 整理票について、建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域の指定は「神奈川県建築基準条例第2条の2」で行っています。 このため、【都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条のより、居住誘導区域に含まないこととされている区域】の2行目（災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域）について逗子市市街化区域での有無は「有」です。 また、【都市計画運用指針で居住誘導区域に含まないこととすべきとされている区域】の2行目（災害危険区域）について逗子市市街化区域での有無は「有」です。	森尻委員 (横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課)	○	ご指摘のとおり修正しました。
10	53～65	第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設	駅周辺の拠点機能を維持する方策としては、三浦半島サイクリングの入り口、そして海岸を有する逗子市である故、近代的な施設として、着替え、シャワー、トイレなどを備えたリフレッシュ施設などを考えたいと思う。観光会館的要素があっても良いのではないかと。	鈴木（新）委員	□	誘導施設として設定している生涯学習センター・市民活動センター（市民交流センター）は、屋内温水プールがあることから、ジョギング等をする方がプール更衣室にて着替えやシャワー等を利用できるサービスを行っております。
11	59	2 誘導施設として検討する都市機能と誘導施設（候補）	誘導施設の設定にある商業機能を持つ誘導施設の候補が大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアとなっていますが、一方で回遊性のある商店街を作ること都市計画のなかで謳われています。個人的には、逗子の街の魅力のひとつは個性ある個人商店が商店街に軒を連ねているところと感じています。生活者としても個人商店は魅力ですが、来訪者にも逗子にしかない個性ある店舗への訪問は魅力になると思います。個人商店がスーパーマーケットやコンビニに取って代わられてしまわないか、心配です。 - 「スーパー」と「スーパーマーケット」は表記を統一した方がいいと思います。	板倉委員	○	商店街の個性ある個人商店が逗子の街の魅力のひとつであることは、正にご指摘のとおりと考えており、個人商店がスーパーマーケットやコンビニに取って変わることを意図したものではありません。 一方で、既存の大規模小売店舗が市民の生活の一部を支えていることも事実であり、当該施設が万が一休止・廃止となった場合に、届出制度により情報収集できることも重要であることから、当該施設を誘導施設として設定することとしました。 なお、表記に関しては、「スーパーマーケット」に統一しました。

立地適正化計画素案（第1回資料）に係る意見 審議会後

対応区分

○：意見を反映し（素案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（素案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（素案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

資料3-2  
令和5年度第2回逗子市都市計画審議会  
2023年（令和5年）10月25日

番号	ページ	項目	意見	委員名	対応	備考（考え方・修正案等）
12	71～72	6-2 防災に関する施策	防災に関しては、逗子市だけでは対応できないはず、隣接する市との連携が必要と思います。	鈴木（新）委員	□	ご指摘のとおり防災において近隣自治体との連携は重要であり、逗子市地域防災計画においても位置付けております。いただいたご意見は改めて関係部局にお伝えします。
13	71～72	6-2 防災に関する施策	P71、避難行動要支援者の仕組みが十分ではなく、現在も“誰が支援するのか”“誰を支援するのか”が自治会等でもわからない状態、根本的見直しが必要。	鈴木（新）委員	■	いただいたご意見は、逗子市避難行動要支援者避難支援計画に関するもので、防災政策そのものの方針に関わりうる内容とお見受けしたため、いただいたご意見は関係部局にお伝えします。
14	71～72	急傾斜地崩壊危険区域の記載等について	当事務所からの特段の意見はありませんが、急傾斜地崩壊危険区域の記載などについては、「まちづくり連携砂防等事業」の活用に向け、国及び県砂防課と調整されていると聞いていますので、その内容を反映いただくようお願いします。	森尻委員 （横須賀土木事務所 急傾斜地第一課）	○	ご指摘を踏まえ、修正しました。